

平成17年にアスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会*)(同上)

*アスベスト対策部会は平成17年8月に設置。

建築物におけるアスベスト対策

建築基準法の改正 (平成18年2月)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物のアスベスト調査の推進 (平成17年12月～)

昭和31年頃～平成元年に施工された
民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援 (平成17年度補正予算で創設→その後拡充)

民間建築物等について補助を実施。
・調査 : 国10/10
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

平成19年12月の総務省勧告で1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物の把握方法の検討等が求められる。

アスベスト対策部会の再開

- 平成20年9月にアスベスト対策部会を再開し、アスベスト対策WG(主査:名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長))を設置して、民間建築物の調査の推進方策等を検討。

<アスベスト対策WG 開催経緯>

第1回 H20.10.10 第2回 H20.10.29 第3回 H20.11.10 第4回 H20.12.1 第5回 H20.12.22 第6回 H21.1.9 第7回 H21.1.21 第8回 H21.2.6 第9回 H21.2.20
第10回 H21.3.6 第11回 H21.4.10 第12回 H21.4.24

前回の部会(平成21年6月)

- それまでのアスベスト対策WGでの検討作業の状況について報告。
- 今後の検討課題について、「今後のアスベスト実態調査を進めるにあたり、まず、本格実施のための環境整備を行うことが重要」とし、特に、「建築物調査者の育成」等について「先行的に検討」となり、WGにて引き続き検討。

<アスベスト対策WG 開催経緯>

第13回 H21.7.22 第14回 H21.8.3 第15回 H21.8.26 第16回 H21.9.18 第17回 H21.10.7 第18回 H21.10.30 第19回 H21.11.20 第20回 H21.12.11 第21回 H22.1.7
第22回 H22.2.3 第23回 H22.2.22 第24回 H22.3.19 第25回 H22.4.14 第26回 H22.5.12 第27回 H22.5.31 第28回 H22.6.30 第29回 H22.7.28 第30回 H22.8.25
第31回 H22.9.22 第32回 H22.10.27 第33回 H22.12.1 第34回 H23.2.23 第35回 H23.4.27 第36回 H23.5.25 第37回 H23.6.29 第38回 H23.7.27 第39回 H23.9.28
第40回 H23.10.26 第41回 H23.12.21 第42回 H24.2.29 第43回 H24.5.30 第44回 H24.6.27 第45回 H24.7.25

○ 国土交通省においては、建築物における通常使用時のアスベストの飛散による健康被害を防止するため、建築基準法の改正(H18)により増改築時の除去等を義務付け。民間建築物のアスベスト調査の推進^{注1)}や調査・除去等への支援を実施。

注1) 昭和31年頃から平成元年までに施工された民間建築物のうち大規模な建築物(延べ面積1,000㎡以上)を対象。(約27万棟)

建築基準法による規制(平成18年2月改正)

● 規制の対象

- ・ アスベストの飛散のおそれのある次の建築材料の使用を規制し、これにより、既に吹付けアスベスト等が使用されている建築物の増改築等の際の除去等を促進。^{注)}



規制

吹付けアスベスト



規制

アスベスト含有吹付けロックウール
(アスベスト含有率が0.1%を超えるもの)

- ・ 一定の増改築及び大規模修繕・模様替の際には、当該増改築等以外の部分について封じ込めや囲い込みをもって対応。

アスベストの調査・除去等への支援 (平成17年度補正予算で創設→その後拡充)

● 民間建築物等について補助を実施

- ・ アスベスト含有の有無に係る調査 : 国10/10 (台帳の整備を含む。)
- ・ アスベスト除去等 : 国1/3、地方1/3 等



除去

封じ込め

囲い込み

民間建築物のアスベスト調査の推進(平成17年12月～)

● 対象建築物

- ・ **昭和31年頃から平成元年まで***に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね**延べ面積1,000㎡以上**)

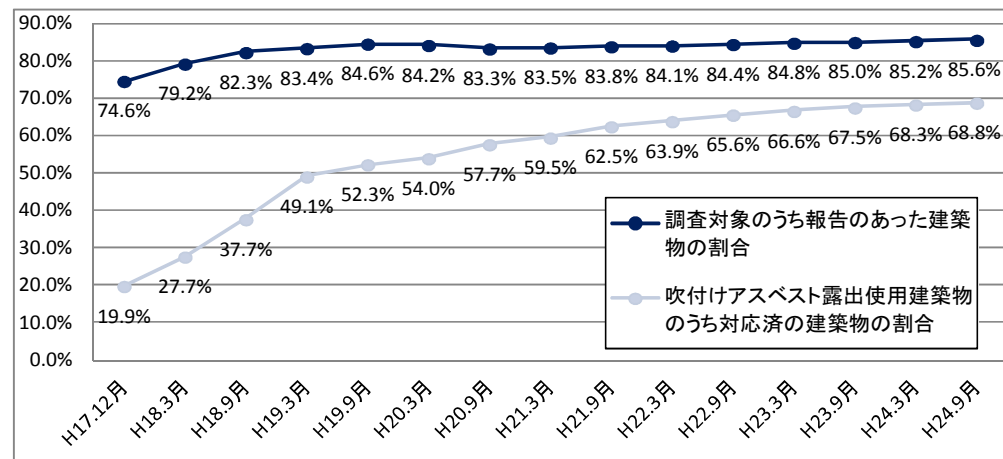
* 平成元年に業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止。

● 調査建材

- ・ 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

● 調査結果(H24.9.16現在)

- ・ **調査対象 : 約27.2万棟** →うち報告済 : 約23.3万棟(報告率85.6%)
- ・ 調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物 : 約1.6万棟
→うち対応済 : 約1.1万棟(対応率68.8%)



<調査結果の推移>

- 平成19年12月の総務省勧告「国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。」
- 平成20年9月に社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会を再開し、民間建築物の調査の推進方策等を検討。検討結果を踏まえ、**アスベスト調査者の育成のための新たな資格制度を創設**。

社会資本整備審議会アスベスト対策部会の検討

平成20年9月

- アスベスト対策部会再開。
- アスベスト対策WG(主査:名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長))を設置して、民間建築物の調査の推進方策等を検討開始。

(この間WGを12回開催)

平成21年6月 今後の検討課題を整理。

- 本格実施のための**環境整備を行うことが重要**。
- 特に、**建築物のアスベスト調査者の育成等**について、先行的に検討。
- その他、台帳の整備や調査の優先順位についても検討。

(この間WGを33回開催)

平成24年9月 今後の検討課題を整理。

- 調査・除去等に係る国庫補助にあたっては**資格者が調査を行うことを要件化し、このための新たな資格制度を創設**。
→ 国土交通省に登録を行った公正・中立な第三者機関が講習を実施し、資格を付与。
- **資格制度等の環境整備を踏まえ、1,000㎡未満の民間建築物等に対する調査促進を図る**。

社会資本整備審議会

建築分科会

アスベスト対策部会

アスベスト対策WG

<部会・WGの位置づけ>

アスベスト対策WGにおいて具体的な資格制度の内容について検討。(この間WGを5回開催)

- **国土交通省告示で「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を制定。(2013年7月30日国土交通省告示第748号)**
→ 一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に資格を付与。